

## 天正末期、佐竹における百姓逃亡の存否

石 渡 隆 之\*

Was It Fact or not, Abscondence of Farmers at Satake,  
toward the End of Tenshō Era?

Takayuki ISHIWATA\*

天正 18 (1590) 年正月 4 日、相模国三浦郡公郷佐竹の長嶋左京亮および同地の百姓の代表と思われる者に宛ててそれぞれ北条氏から年貢の督促状が出されている<sup>1)</sup>。この文書の内容から推測すると、公郷佐竹の百姓が北条氏に対してかなり「不届」きな態度、反抗的な態度をとったようすがわかる。その「不届」きの内容の詳細は検討の余地があるとしても、確実にいえることは、佐竹の年貢が、他郷の半分あるいは三分の一も納まっていない、ということである。またわたくしは、文書の内容からみて佐竹の百姓が代官南条玄蕃の追放を要求し、一時はその目的を達したものと推測している<sup>2)</sup>。

一方、この文書の解説を概括された岩崎義朗氏は、佐竹の百姓の逃亡ということを述べられている<sup>3)</sup>。この百姓の逃亡という事象は、文書に直接その文字が表われているわけではなく、文書の一部の文言中から岩崎氏が推断されたものである。

しかし、わたくしは、岩崎氏のこの推断には、やや思いすごしがあり、また一部、文書上の字句の誤読があったのではあるまいか、と思っている。

ところで、百姓の支配者に対する反抗の手段として、一般に愁訴・嗷訴・逃散などといういわゆる土一揆の形態が考えられるが、いうまでもなくこれらの行為は百姓の集団行動であって単独行動ではない。この土一揆は、わが国の中世社会政治史上きわめて重要な史的な事象であるが、その頻度が畿内近国に濃密であることは周知のとおりである。

わたくしは、かねがね公郷佐竹の百姓の行為は、この土一揆の概念に該当するかどうか、該当するとすれば、それはどのような段階であろうか、という点は、百姓の逃亡を前提としてみた場合には多大の興味あるテーマとなろうと考えていた。

このとき、岩崎氏は、佐竹の百姓の逃亡という事象を推測されたわけである。ただ岩崎氏が、佐竹の百姓の行為を土一揆とみなされたかどうかはわからない。したがって、この逃亡が土一揆の逃散に該当するかどうかはわからないが、氏が、北条氏に反抗する姿勢として百姓が逃亡したとする解釈はきわめて暗示的である。もっとも、氏が逃散という名辞を使わず、逃亡という普通名詞を用いたのは、それなりの理由はあったのかもしれない<sup>4)</sup>。ともあれ、氏が、百姓の逃亡をどのように表現されているか、まず問題となった文書の関係部分を抜萃し、つづいて岩崎氏の百姓逃亡部分に関する解説文をみよう<sup>5)</sup>。

「佐竹方百姓等年来不届、其上諸納所無調誠=余郷之半分三ヶ一も不納事為曲……当年より改而善得平六兩人諸式<sup>(ママ)</sup>方=打任候……縦憐郷他郷之百姓と成共相談五三年之内=納所如本途有之様=可申付候、……近年来之荒地二年も三年も可為高野、此為先証文可切開事可為肝要者也……」  
(長嶋左京亮宛)

「佐竹方年来不納所=付而玄蕃ヲ相払……八人相談御年貢進納可申由雖申定……当年より……田

\* 横須賀市池上町 3848. 3848, Ikegami-cho, Yokosuka City.

畠悉仕付進納可心掛候……」(百姓代表宛)

「既に公郷佐竹方は解体の上、再編成されたがその(北条氏に対する)政策への不満と反抗が、逃亡となって現われていることは④『縦隣郷他郷之百姓と成共』としてみられ、⑤その跡は『近年来荒地、二、三年も可為高野となってしまう。この立直しの上からも『田畠悉仕付』させようというのであるが……」

岩崎氏は④から百姓の逃亡がみられるといわれるが、文章が簡略すぎてその意図は必ずしも明らかでない。(この点、また後にふれよう。)⑤は、百姓逃亡を裏づける、結果としての事象を述べられたものであろうが、それでよいであろうか。

わたくしは、まず⑤についての私見を述べ、続いて一般原則上の観点から岩崎氏の見解を批判し、最後に、④の百姓逃亡という前提が実は誤りではあるまいかということを書いて大方の批判を得たい。

まず百姓逃亡の跡が荒地(高野)となったということ(岩崎氏の文章では荒地と高野との関係が明らかでないが、この点の解釈については別に愚考を用意してある<sup>6)</sup>のでここでは述べない。)についてであるが、公郷佐竹に近年来、荒地の生じたことは文書に示すとおり否定しえない。しかし、荒地発生は必ず百姓逃亡に原因するとは限らない。要は、百姓が耕作を放棄さえすれば荒地となるのであって、逃亡そのものとはただちには結びつかない。

わたくしは、荒地についてはその存在をすなおに原文にある「諸納所不調」に結びつけるにとどめ、それ以上の推測はいまのところ避けたいと思っている。つまり、百姓が耕作を放棄したから荒地が生じ、その結果、収穫が少なくなり、年貢が滞った、とだけ解釈すれば足りると思う。

しかし、それでもなおかつ百姓逃亡を肯定的にみようとすれば、「近年来之荒地」の近年来を「佐竹方百姓等年来不届」の年来に相当させ、その不届きの概念の中に百姓逃亡を含ませるといふ考え方は論理的には不可能ではないと思う。つまり、可能性としては百姓逃亡という事態はなかったと積極的には必ずしも断定することはできない、という程度のことは述べられよう。けれども、それはあくまでも可能性としてあるいはそうあるかもしれないというだけのことであって、わたくしは百姓逃亡という強烈な行為をこの不届きという抽象的なことばのなかから読みとるのは無理のような気がする。不届きという文字から読みとれるニュアンスは、年貢の一部不納<sup>7)</sup>程度か、あとはこまごました罪になるかならぬかというほどの反抗であろう。もし百姓の逃亡があれば、不届きというような抽象的な表現とは別に、もっと強い表現でこれを非難したろうと思われるのである。

とはいえ、ここまでの解釈ならば、荒地発生の原因を耕作放棄にとどめようが、百姓逃亡まで発展させて考えようが、いわば五十歩百歩で、ただ解釈上の筆勢の伸ばし方の相違にすぎない、といえるかもしれない。そこで次に一般原則のうえからその筆勢の妥当性を検討し、百姓逃亡の存在を否定する見解を列記してみたい。

① 百姓の逃亡は消極的なものではなく、岩崎氏も指摘されたように、北条氏に対する反抗の手段としてのそれである。そうとすればそれは単独の逃亡ではなく、集団としての逃亡であったとみなくてはならない。そしてもしそうとすればそこにはその集団を指導した者がいたはずである。しかしわたくしは、佐竹において反抗した百姓のリーダーは善得、平六あるいは文書に出てくる八人の百姓らであるとみている<sup>8)</sup>のであるが、これらの者は佐竹の地にとどまっているところから推して、彼らを除外して百姓の逃亡があったということ肯定することにはちゅうちょせざるをえない。もちろん第三のリーダーの存在を考えることは不可能ではないが、推論の幅が広がりすぎるうらみがある。

② 次に百姓の逃亡先をみると「隣郷他郷<sup>9)</sup>」ということになるが、これでは逃亡の意味がほとんどないと思うがどうであろうか。「隣郷他郷」が北条氏の支配領域外であるというならわからないではないが、この場合、地理的にみてもそういうことはありえず、かりに百歩を譲って支配領域外と考えられたとしても、そうとすればそのこと自体に矛盾があることになる。ということは、支配領域外に去った者に年貢負担に参加させようとしていると解さなければならなくなるからである。

③ 百姓の逃亡は、逃亡自体に意義を認め、その逃亡先は必ずしも遠い地域である必要はない、「隣郷」でもさしつかえない、つまり逃亡というデモンストレーション効果をねらったものだからである、という考え方があろう。それはその限りにおいてはそのとおりのことと思う。しかし、当時のいわゆる「郷」が今日の小字程度の小規模であることを考えた場合、「隣郷」をまきこんで「隣郷」ともども逃亡したというならそのデモ効果もわからないではないが、ほんのひとまたぎの「隣郷」へ逃亡したということは、そのデモ効果も疑わしいといわなければならぬ。しかも佐竹の場合は数年前の逃亡という事態を考えなければならぬので、そのまま承するわけにはいかない。(原に文ある「近年來の荒地」が百姓逃亡に原因するとすれば、その百姓逃亡は近年來すなわち数年前であったことになり、すでに色あせた過去のものとなってしまっているはずである。)それに数年来、北条氏がその百姓の逃亡を黙認したとすれば(そういうことは常識的には考えられないが)、百姓こそ肩すかしをくわされたことになろう。つまり百姓の期待したデモ効果はこの点からもなかったことになってしまうからである。このことは、以下の諸点を合わせ考えると、百姓の逃亡という事象をますます否定方向に傾斜させて考えなければならぬことを示すものといえよう。

④ 百姓が「隣郷他郷」に逃亡したとした場合、その百姓に年貢負担能力があったのであろうか。もし、年貢負担能力があったとすれば、そのこと自体、百姓側からみでの逃亡を無意味化することになりはしないか。年貢負担を佐竹でしようが、隣郷他郷でしようが、負担するという前提に立つ以上、逃亡自体を無意味化することになろう。もしまた年貢負担能力がなかったとすれば、北条氏がその者たちを年貢負担の相談相手となるように指示することは矛盾することとなろう。このようにどちらの観点に立っても百姓の逃亡はあやしいものと考えざるをえない。

⑤ 逃亡した佐竹の百姓を受け入れた「隣郷他郷」は、その受入れの余地があったと解さなければならぬが、そういうことが常識的に可能であったろうか。集団受入れをした「隣郷他郷」は北条氏にこれを隠しおおせると考えたであろうか。しかもその集団受入れは一時的なものではなく、すでに「近年來」からのことであったはずである。百姓逃亡を肯定するには、こういった点をまず合理的に解釈してからでないかと賛成できない。

⑥ 北条氏は佐竹の百姓が「隣郷他郷」に逃亡したことを知っていたことになる。だからこそこれらの者にも年貢負担にあずからせようとしたのであろう。しかしそうとすれば、佐竹の百姓は何のために逃亡したのかということになる。百姓は耕作放棄を貫徹するために、北条氏からその所在がわからなくなるように逃亡したはずではなかったのか(逃亡当初のデモ行為は別としても)。にもかかわらず北条氏はこれを知っていたという。この点の前後関係はどう理解したらよいのであろうか。

⑦ 北条氏は百姓の離郷にはするどい神経をとがらせ、強制的にも帰郷せしめる政策をとっていたことは周知のとおりである<sup>10)</sup>。とすれば、佐竹の百姓だけは例外とでもいうのであろうか。わたくしは、三浦がいかに特殊な取扱いを受けた地域であろうと、またいかに現実的な妥協をとくとする北条氏といえども、こういった基本的な政策には特例を認めるはずがない、したがって、数年間もこのような事態を放置しておくはずはないと考える。そしてこのことは佐竹の百姓の逃亡を根本的に否定する要素であると考えている。

以上のように、百姓の逃亡先が「隣郷他郷」であったこと、その逃亡が「近年來」のできごとであったということは、そのこと自体、百姓逃亡を否定する要素を含むものといえよう。

最後に、上に述べた一般的原則はどのようであれ、原文には「縦隣郷他郷の百姓と成共」とあるではないか、これこそ百姓逃亡を端的に示すものである、という反論（岩崎氏からすればこれは反論ではなく、前提かもしれないが）がなされるかもしれない。

実は、はじめの岩崎氏の解説文中の㉔の部分、文章そのものとしてながめた場合、わたくしは「逃亡となって現われていることは『縦隣郷他郷の百姓と成共』としてみられ」といわれるが、そのどこにそれがみられるのかという点について考えてみた。ということはわたくしはこの部分から百姓の逃亡が推測できなかったからである。そこで岩崎氏が、どうしてこの部分から百姓の逃亡を推測されたのかを、わたくしなりに氏の文章から推測してみたのであるが、その結果、岩崎氏は次のように理解（実は誤解と思われる。）されたのではないかと考えるにいたった。（前後の関係を第三者にもわかりやすくするために敷衍して記述する。）

「公郷佐竹の年貢は他郷の半分あるいは三分の一も納入されていない。この原因は一つは百姓が逃亡して隣郷や他郷の百姓となってしまったことにある。しかし、だからといって佐竹の年貢不納を許すわけにはいかない。たとい隣郷、他郷の百姓となったとしても、その彼らと相談して、五十三年<sup>11)</sup>のうちに年貢を納入せよとっている。」

先に述べたように、わたくしはこの解釈を岩崎氏の文章から汲みとったのであって、文書の原文から得たのではない。そして前記の①～⑦は、おおむねこのことを前提として愚見を述べたものである。

岩崎氏はおそらく、原文中の「成共」を「なるとも」と読まれ、佐竹の百姓が隣郷他郷の百姓と成った、すなわち隣郷他郷に逃亡した、と解されたものと思う。（そう理解する意外の解釈は、岩崎氏の解説文からわたくしは読みとることができなかった。）

しかし、この場合の「成共」は、当時一般の用例に従えば「なりとも」と読み、たとえば、

「何ニ而も 彼道具を持、何時成共一左右次第可罷出事<sup>12)</sup>」

「但、雨降候者無用、何時成共廿五日より後天氣次第罷出、可付着到事<sup>13)</sup>」

「八幡宮天神宮 修造之時、倩次第何成共可召仕事<sup>14)</sup>」

「若於此上も誰人成共違乱申方候者……<sup>15)</sup>」

「寺中ニ兵糧指置儀、可被停止候、玉繩へ成共、小田原へ成共、如惣並、来廿五日を限而可被入置候<sup>16)</sup>」

のように用いるべき性質のものと思う<sup>17)</sup>。

北条氏は、よその郷の半分あるいは三分の一も年貢の納まっていない佐竹の百姓に対してその滞納分を皆済するように命じているのであるが、それはいっきょに皆済できるものではない事情を十分承知していた。そこで、その条件についての指示をしているのであるが、その指示とは、「たとい隣郷他郷の百姓となりとも相談し、ここ数年（五三年）のうちに皆済せよ」といっているのである<sup>18)</sup>。隣郷他郷の百姓となりとも（百姓とでも）相談せよとは、もっと具体的にいえば、隣郷他郷の百姓から一時借財してでも（その借財のための相談をして）という意味であろう。

以上、わたくしは、佐竹の百姓の逃亡という事象を積極的に認めることには反対するものであるが、さいごに、仮にこれを認めた場合と認めなかった場合とでは、佐竹の百姓の動向にどのような

評価上の差異があるのか、という点について触れたい。

畿内先進地域に土一揆が頻発したことについては先にすこし触れたが、もし佐竹の百姓が逃亡し、これが逃散と称される性質のものとするならば、そこには、傾向的に畿内と同じような百姓の意識のめざめといったものがあつたという可能性が推測できる。つまり佐竹の百姓は、東国においては相対的にかなり進歩的であつたという考え方もできよう。しかし、現実には百姓の逃亡を立証できる積極的史料はない。よしんば、善得、平六のような比較的には先闘的な分子があつたとしても、東国には土一揆が発生するだけの社会的経済的基盤の条件に欠けていたという一般論は、佐竹のこの場合にも当てはまるものというべきではあるまいか。

#### 注

- 1) 『相州文書』三浦郡公郷村長嶋家所蔵（東京大学史料編纂所）、および岩崎義朗氏「相模国三浦半島の古文書について(四)」(『横須賀市博物館研究報告(人文科学)』第7号)
- 2) 拙稿「南条玄蕃について——後北条氏の政策の一つの表われ——」(『横須賀市博物館研究報告(人文科学)』第9号, 第10号)および「佐竹文書における「玄蕃」と「南条」は同一人か別人か」(同第11号)
- 3) 岩崎義朗氏前掲注 1) 論文
- 4) 岩崎氏は木古庭の百姓の「欠落」には「逃散」の文字を使用されている。(岩崎氏 前掲注 1) 論文)
- 5) ( ) および㉔, ㉕は石渡が説明の便宜上補った。解説文では『 』の一部が脱落しているように思えたが、誤解をまねくおそれがあるので、この点は解説文のままとした。なお、原文のほうは、まず関係部分を抜萃し、それに本文の解説上必要な部分を加えたものである。また岩崎氏の解説文は文書全体をみとおしたうえでのものであり、したがって原文の抜萃部分にそのまま対応させたものではない。
- 6) 拙稿「天正期古文書上の荒地と高野の関係」(未発表)
- 7) 百姓代表宛文書の「年来不納所」は、まさにこれに該当しよう。
- 8) 拙稿「小田原北条氏の領国末端政策の姿勢——善得・平六の立場——」(『歴史散歩』第26号)
- 9) 原文は「隣郷他郷」であるが、これは原文の誤り。ただし、この程度のあて字は当時の文書には数多くみられる。
- 10) たとえば三浦郡のものでは、木古庭の百姓の「欠落」に対して帰郷を命じている例が己(年不詳)2月2日の北条氏規印判状にみえ(『相州文書』)、これは岩崎氏も解説されているところである(岩崎氏前掲注 1) 論文)。また佐竹のものではないが、天文19年4月1日東郡の磯部郷や田名郷の百姓に宛てた北条氏印判状にこれが見られる。(『相模原市史』第5巻, 第1編中世資料編の田所文書, 江成文書)
- 11) 原文にある「五三年」を、岩崎氏の解説文には「五十三年」とあるが、これは「五三年」とそのまま読み、意味としては「三四年」、「四五年」という程度のものである。くわしくは拙稿「戦国期古文書の五三年の解釈」(『歴史散歩』第27号)参照。もっとも拙稿を読まれた岩崎氏から「五十三年」は「五、三年」の誤植校正洩れの旨の口頭通告があつたので、拙稿において「岩崎氏の誤読」と称した部分は、撤回してここにお詫びする。
- 12) 年不詳北条氏政印判状(足柄上郡文書, 旧酒匂村民徳右衛門(小島氏)所蔵)
- 13) 同 上
- 14) 天文24年北条氏印判状(足柄上郡文書, 小田原市三府津, 宝金剛寺所蔵)(12)~(14)は『改訂新編相州古文書』第1巻)
- 15) 天文16年鎌倉代官大道寺盛昌書出(鎌倉郡文書 旧小別当大庭元長所蔵)
- 16) 天正18年北条氏直印判状(鎌倉郡文書 鎌倉市山ノ内建長寺所蔵)(15), (16)は『改訂新編相州古文書』第2巻)
- 17) 以上の「成共」の用例は、たまたま愚見に触れた一部であつて、たんねんに探せばまだ多くの用例があるはずである。
- 18) このことはすでに拙稿(注11))において指摘しているところである。